

竹原市民生産業委員会

令和元年9月13日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第43号 道の駅たけはらの指定管理者の指定について
- 2 議案第44号 竹原市立認定こども園設置及び管理条例案
- 3 議案第45号 竹原市下水道事業の設置等に関する条例案
- 4 議案第48号 竹原市へき地保育所条例を廃止する条例案
- 5 議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第51号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第53号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第57号 令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第58号 令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和元年9月13日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
道 法 知 江
大 川 弘 雄
山 元 経 穂
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	有 本 圭 司
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
市 民 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時52分 開会

委員長（竹橋和彦君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第3回定例会の民生産業委員会を開会します。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めましておはようございます。

本日は、委員長初め委員の皆様方におかれまして、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、議案第43号の道の駅たけはらの指定管理者の指定をはじめ、議案第44号、議案第45号、議案第48号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第57号、議案第58の9つの議案につきまして担当から説明させていただきます。どうか慎重な審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 傍聴許可申請が出ています。中国新聞の山田記者より傍聴許可申請が出てます。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それではこれより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審議の順序につきましては、お手元にお配りしております順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 失礼いたします。

それでは、議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定について御説明をいたしま

すが、お手元に議案等補足説明資料をあらかじめ配らせていただいておりますが、大変申しわけございません、差し替えの方をさせていただければというふうに思っております、お手元にお配りしております差し替えの方の資料で課長の方から説明をいたしますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） それでは、議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定について説明をいたします。

なお、説明につきましては、議案等補足説明資料、資料1によりまして議案の内容、指定管理者の選定、指定管理料について説明をさせていただきます。

まず、1の要旨でございますが、道の駅たけはらにつきましては、平成27年4月1日から大新東株式会社を指定管理者に指定し運営をしておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が終了いたしますので、改めて地方自治法第244条の2第6項の規定により道の駅たけはらの指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、2の議案の内容でございますが、1、管理を行わせる施設は名称道の駅たけはら、所在地竹原市本町1丁目1番1号。

指定管理者となる団体は、名称いいね竹原道の駅コンソーシアム、代表法人株式会社いいね竹原、所在地竹原市中央4丁目5番11-201号、代表者名は今市恵誉氏でございます。

コンソーシアムの構成団体につきましては、株式会社イマイチ、株式会社日産通商、有限会社前川酒店、社会福祉法人的場会、フロービス株式会社、バリューマネジメント株式会社の6社で、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

なお、道の駅の運営につきましては、今後候補者と運営方法や事業内容等について協議をしておりますが、選定委員会での提案の主な内容といたしましては、道の駅たけはらのブランドコンセプトを「地域の魅力再発見！たけはらと世界をつなぐ交差点」として、売店につきましては生産者と連携し、生鮮品の充実、信頼性の確保を図り、生産者の顔が見える商品展開とインターネット販売による販路拡大。レストランにつきましては、地元産の食材をメインに利用し、魚飯などの地元料理、タケノコにこだわった季節感を演出など、既存のメニューではなく、オリジナルメニューを開発、販売。そのほか、道の駅に人が集い、道の駅が情報発信の場となるようイベントの実施やホームページ、SNSを使った情報発信などの提案がありましたので、これらを踏まえまして運営方法や事業内容等に

ついて協議をしてまいります。

次に、指定管理者の選定でございますが、選定経過は第1回選定委員会を令和元年6月5日、公募開始を令和元年6月12日、現場説明会を令和元年7月4日、応募受付を令和元年7月17日から7月24日まで、第2回選定委員会を令和元年8月6日に開催をいたしました。選定方法につきましては、選定委員会委員5人による審査でございますが、選定に当たっては、選定委員会において次の表のとおり審査基準として指定管理者としての適正、事業計画の有効性、事業計画の経済性、事業計画の適正性の4項目により基準を定め、各社からプレゼンテーションを受け採点を行いました。

採点結果でございますが、審査基準4項目の合計500点満点のうち候補者は337点、A社は270点でございます。

次に、指定管理料でございますが、今議会に補正予算として令和6年度までの5年間の債務負担行為を提案しておりますが、各年度税込み825万円でございます。なお、指定管理料の積算につきましては、道の駅たけはらは売店、レストラン等の収益施設とトイレ、休憩スペース等の公益施設等の複合施設でございますので、指定管理料は公益的施設の管理に係る経費を対象として積算をいたしております。このため、昨年度までの指定管理料1,475万8,000円に比べまして、売店、レストラン等収益的施設の管理に要する経費及び人件費を減額しているところでございます。

以上で道の駅たけはらの指定管理者の指定についての説明を終わります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

川本委員。

委員（川本 円君） 1点だけ教えてください。

レストラン業務についてなのですが、今のお話は魚飯をはじめとした地元食材をメインにして料理をつくるというふうに伺いました。魚飯もそうだったと思うのですが、タケノコバーガーとか、数量限定だったり、あらかじめ予約がいるみたいなことをいつとき聞いたことがあるのです。そのあたりはどういうふうに変わっていくのですか。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） レストランの運営等につきましても、今後プレゼンテーションにおきまして提案いただいた内容を踏まえまして、具体的に候補者と詰めさせていた

だきたいと考えておりますが、数量限定とか、これまでの課題もありましたので、それらも踏まえてしっかり協議をしてまいりたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） レストラン部分のことで少しお伺いしたいのですが。今現在、厨房器具があると思うのですが、それはそのまま利用されるということでよろしいでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 道の駅のレストランの厨房機器でございますが、こちらは市の方の備品として用意をさせていただいておりますので、こちらを引き続き御使用いただくこととしております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 道の駅ができてもう10年になるとは思うのですが、厨房器具もそろそろ傷みがくるころかなというところで、例えば大型の冷蔵庫とかそういったものがもし故障した場合、取り替えなければいけない場合は、どちらがどういうふうというふうなものはどうなってますか。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 確かに、厨房機器につきましては、市の担当職員の方でも確認させていただきましたら相当経過しておりまして、傷んでいるものもあるということでございます。今後、候補者とどういう器材を使うかということを詰めながら、どちらで負担するかというのも今後詰めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 今回、指定管理料も半額ということになっており、大変厳しい経営になってくるのかなというところで、できるだけ協力できるところは市の方も協力して、大事に長く使えるようにしていただきたいと。その辺で余り後からごたごた言う話がないようにしていただきたいなというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 運営がスタートいたしまして、順調に多くの方が利用いた

だけるようにしっかりこれから約半年間ございますので、候補者と協議を詰めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ほかに。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっとだけ指摘しておきたいのだけでも。最近の道の駅に対する考え方というのは、農業をはじめ、漁業ももちろんだけど、そうした地域の地場産業をどういうふうにして振興していくかという視点も必要である。それで、よくタケノコの話になるのだけど、現実問題としてタケノコの絶対量は不足している。イノシシも食わないようなタケノコもある。いや、本当に。実際、栽培している人はよく怒ってるのだけど、なっているのではないのよな、栽培しているのだから、平生のタケノコの生産するところの整備というか、物すごく大変なんだから。そして、表もあれば裏もある。そうなってくると私は絶対量そのものが不足してくると思う。そして生産者そのものが高齢化しているだろ、まさに限界に近いような状況だからね。ちょっと話がとぶんだけど、例えば吉名の農家レストランも、竹原市がやったジャガイモ祭りを契機にして農家レストランになったのだけど、ジャガイモを生産する人が亡くなったのよ、それでもうできないのよ。

そうしたことも踏まえて何が言いたいかというと、そうした農業とか漁業の振興も踏まえながら道の駅の活用というのをしっかりと検討していただきたいということを指摘しておきたいと思います。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 答弁よろしいですか。

委員（宮原忠行君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございますか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 道の駅なのですが、シーズンによっては駐車場の方がかなり渋滞が起きたりとか、これは道の駅ができてから当初からの課題となっているのですが、選定委員会、候補者の方からもこの駐車場の方について、何か意見が出ていたら教えていただきたいのですが。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 道の駅の提案を受けるに当たりまして、売店あるいはレストラン、また駐車場等の課題を説明いただく中で、駐車場についてもピーク時は渋滞して

いるというところでございます。

現在、市職員駐車場あるいは元の拘置所跡地等を臨時駐車場で用意させていただいておりますが、渋滞緩和でそちらへ迂回いただいておりますけれども、まずは積極的に情報発信に努めていくということでございますので、そういう対応をしていただけるものと考えております。今後の運営につきましては、しっかり協議させていただきたいと思っております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） あと、この駐車場の警備に関するガードマンについて、費用については指定管理者の方が負担といったようなものでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 交通誘導員の委託料でございますけれども、これまででは指定管理料の中に含ませていただいていたところでございますが、今回提案させていただきます今後5年間の指定管理料につきましては、いわゆる公益的施設と収益施設の案分はさせていただきますして、公益施設部分に関わる交通誘導員料のみ指定管理料で計上させていただきますしております。

こちらは面積案分によりまして、公益部分の面積案分によりまして交通誘導員の経費を。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 駐車場といっても、施設の前にある駐車場の部分と、私の駐車場と言ったのが道路を挟んでの広い方の駐車場ですよね、二輪とかではなくて、一般に来られる方がとめられる第何駐車場というのか、そちらの方の交通委誘導員の費用の負担。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 説明をもう一度させていただきます。

交通誘導委員の委託料については、指定管理料の中に今回含ませていただいております。なお、金額については、全体の面積案分として費用の44%を今回指定管理料として計上させていただきます。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） なかなか十分な数の交通誘導委員といえ、シーズンによっては人数の配置であるとか、変わってくると思うのですが、ここら辺を案分と言いながら指定管理者が負担をしていくというのは読めないというか、運営自体のハードルが上がるよ

うなことになっているのではないかと思いますので、駐車場のレイアウト云々は余り言えない部分とは思うのですが、一般的な道の駅のイメージとして言うならば、広い駐車場が施設の前にあって、大型トラックであるとか、マイカーで来られる方々が自由に止めて、少し離れたところにも第2駐車場のようなのがあったりというのが今までの道の駅のようなイメージではあるのですが。

竹原市の場合は、防災の関係のこともあったりと、少し違う立地になっているとは思うのですが、やはり交通安全の面から見ても十分な交通誘導員の配置というのは必要なものだと思いますし、余り改善をされてないように考えます。そこがまた負担があるということは非常に悩ましい部分だと思いますので、この件についても実際にどれぐらいの交通量があって、誘導員が必要な部分もしっかりリサーチをして、これはリサーチするのは指定管理者の責任でもあるとは思うのですが、そういったようなことで改善点なりのものがあればそこはしっかりと考えるべきだと思いますが、その件については。

委員長（竹橋和彦君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 御指摘のとおり、道の駅たけはらの駐車場につきましては、台数が限られているというようなことで、特にゴールデンウィークですとか、土日とか、道路にまで車が出て渋滞を起こすというようなことが以前から課題になっておりましたので、ここは国の国土交通省の方とも、道の駅は国の管理と市の管理とございますので、国とも協議をしながら、一定には先ほど申し上げましたように、臨時駐車場を確保するという形で、土日は必ず職員駐車場と今は広場ということになっておりますが、前の竹原拘置所の跡地を開放しているという状況でございます。

そうはいいましても、渋滞をいたしますので、交通誘導員をつけていただくということは必須になっております。国道へ出るということが非常に危険な状況ということになりますので、そういうことをできるだけ緩和できるように、車を移動していただくなどの回避策というのは今後もこういった指定管理者と協議を重ねながら。一番いいのは、駐車場を広げられれば一番いいのですが、そこは現実的に困難なことでございますので、どういった方法が安全面でこれからできていくかということではございますので、そこをしっかりと協議をして、検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催ということで、警備云々ということで広島県内におけるイベントもその年には中止といったようなことも

ありますので、どういう状況が発生するかというのはその時々で変わってくると思いますので、今後も場所も含めて、周知の仕方等もあわせてしっかりとお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 答弁はいいですか。

委員（堀越賢二君） いいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

副委員長。

副委員長（宇野武則君） 今度、指定管理料を半額にしたということですが、本来ならただの方が一番いいのでしょうか。内子町ですね、職員も視察に行ったのですが、内子町は町の課長さんが定年になって今社長をされているのですが、町から一円も金はもらっておりませんと堂々と言っておられたのですが。非常に活発で、お客さんも相当いて、黒字化されているのですが、指定管理者が変わるということで、いろいろ漁業組合とか、安芸津のJAの売り場なんか行ってみたのですが、これからどういうふうな延々とまだ30年も、40年も使っていくわけですが、ずっとこういうふうな形でいくのか、独立採算制のような。実際は、今出たようなこれから機械も古くなるのだから、無料でも使用料から積み立てて、保守点検に入れるというようなことをしないと、この方々で何千万円か払おうかというような方が出てきたらいいのだが。根本的なこれからの運営についてはどのような考えをしているのですか。

委員長（竹橋和彦君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） まず、道の駅でございますので、道路利用者の休憩所ということでございますので、そういった道路利用者が快適に利用できる環境というのは必要だと思います。それとあわせて、売店とか、レストランとか、観光情報を発信したりとかというようなこともあわせて行っておりますので、そうした地域のにぎわいの拠点となるということも必要だと思いますし、防災の拠点ということで避難所にも位置づけております。ですので、非常に市としては重要な施設という位置づけでございまして、これは今副委員長御指摘ありましたように、長く運営していく必要があるというふうに思っております。

今申し上げましたように、売店とかレストランとか収益部門がございまして、そういった一定には運営は民間の事業者の方に運営していただくというのが効率的だというふうに思っておりますから、今のところは引き続きこういった形で運営をお願いして、もちろん市の方も提案いただきました事業計画ですとか、経営状況については毎月ヒアリングを

行ったり、要所要所でモニタリングを行ったり、そういったことでチェックはしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 副委員長。

副委員長（宇野武則君） 私も現地はよく行くのですよ。言うたように、海の駅も行きました。どこが弁当を入れているのかなと品物全部見て歩いたのですよ。私は私なりの感じがあったわけですが。どっちにしてもこのメンバーの中で、経営者がどうなるのかわからなかったのですが、鮮魚部門と野菜部門、あそこへ訪れた客が、その素材でレストランの方で食材をやって提供をすると、それは地元の新しい野菜なら野菜を開発していくと、それから鮮魚については、四季のものを漁業組合なりいろんなところと地場の魚等の協定をして、地場のものを提供すると。九州の方からとって地場ですと言われなから、そういうものを四季にどれぐらいのものがどういうふうになってくるかということをしていろいろ研究して、ちょっとずつ前へ行かないと。私は一番いいのはこういう業者ではなしに、この業者のメンバーを見て、農家とどんな話ができるのかなと思ったりしているのだけ。若い人を無償でもいいのですが、若い人をここへ入れて、その方らが自前で営業するような状態にしていかないと持たないですよ。このままずるずるずるずるいって、売ったものを2割ぐらいピンはねしてやればいいのかというような。

海の駅のメンバーもここにいるが、もうちょっと市民の税金を使って建てたのだから、市民へ少しでも還元するようなやり方をしないと。特に、2階の会議室なんかはもう少し使い道があろうと、会議室なんかめったに使わないでしょ。有料か無料かよくわからないのですが。あそこらもバスの昼の食事ができるような形態に持っていかないと、宝の持ち腐れだろうと思うのですが。下の売り場の面積ももっと広げないかという意見もあるが。もうちょっと抜本的に長い期間経営ができるような、ここへ任してもいいようなシステムにしていかないとね、負担ばかり増えてくるのだと思うのですがね。そこらのことについて、今後何か考えはあるのですか。特に移住者なんかを、入れてからのそういうノウハウも求人してから。あそこの経営、竹原市に住んでから、ここで経営するのだというような士気の高い人をこれから入れていかないといけないと思うのですが、その点についていかがか。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 道の駅の運営につきましては、まず今回募集要項におきまして、地元の事業者からのものを7割以上は置くようにという要求、水準を定めさせてい

ただいたところでございまして、現在の道の駅におきましては、生産者の高齢化等によりまして、確かに1次産品が当初より減ってきているという課題はあるかと考えております。そういう中で、今回7割以上は置くようにということで基準を定めさせていただいたところでございます。候補者の方からも、しっかり生産者と連携を図りながら生産者の顔が見えるような商品展開をしていきたいという提案をいただいたところでございます。

本市といたしましても、市もしっかり連携をさせていただく中で、現在も海ブドウ等、魚類も置いていただくようになりましたが、1次産品、竹原市の産品をしっかり置いていただけるように市の方も積極的に関わってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長（宇野武則君） 市の広報に女性の方が出て小梨で農家をやられている。ああいう方もいるし、高崎もそうやし、うちの前も五、六人いるのかね。今朝もネギつくったとって持ってきていただいたがね、ああいう人がいる。だから、新しい野菜なんかでも開発してもらって、全てあそこで販売すると。あるいは流通センターを通さないといけない場合もあるかわからないが。余ったものは加工場へ持っていくものがありますので、新しい素材をいろいろ開発してもらって。そういう面は市には何にもないのよ、支援策がほとんどゼロ。だから、市長のお題目ではないが、住んでみてよかったというようなものを感じさせるのなら、竹原に住んで本当によくしてもらった、よかったというようなお互いを感じ合うような政策を持っていかないと。ああいう人をどんどん大きく、広報でも出したのだから、そういう人と意見交換をして、今あったように10年ぐらいやったのだから、大体四季によってどういうものがどれくらい売れるというようなデータもあると思う。だから、そういうものを積極的に開発してもらって、生産するためにはいろんな機具もあるのだから、そういう面の支援策をどうするのか。竹原に来て本当によかったと、ずっと住みたいというような思いができるような政策を展開していかないと。今あなたが答弁するように、こういう時代だからネットでも何でも物が買えるというような時代が来て、そういう中で生き残っていくと思ったら相当努力しないと。ここで座っている方が魚部門、野菜部門いっていろいろ手分けして開発していくようなメンバーならいいが、もうちょっと根本的に変えていく、これから5年あるのだから。この人に任しておけば問題ない、竹原市の資金も要らないというような方向転換をしていかないと、市も持ちませんよ、そりゃ。その点について。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 1次産品の関係でございますけど、現在の取組の一例でもございますけども、最近、道の駅のランチメニューとして、例えばクロダイを置いていただくように、加工場で加工したものを置いていただいたりとか、高崎の方で栽培しております枝豆等につきましても、枝豆を置いたり、すり潰したものを冷製スープで使っていたりとか、そういう取組が徐々にできつつあります。また、竹原の方でも白ネギ、アスパラとか、非常につくっていただいておりますので、市内に転入いただいて、農業等もしていただいている方も多くございますので、市も道の駅を核として、そういったものを置いていただくように今後候補者と詰めて、市としても生産者の方を支援できるような形で候補者と協議してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 副委員長。

副委員長（宇野武則君） 移住してきた人もいるでしょ。半年に一遍ぐらいはあなた方が意見交換しなさい、集めて、お茶を飲めばいいのだから。移住してきた人の意見もあろうし、そういうものを業者は吸収して、伸ばすところは伸ばすように支援していくとか、意見交換することよ。お願いしておきます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

地域振興部は退席していただいて結構です。

議案第51号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第51号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書では27ページでございますが、ここでは議案参考資料で御説明いたします。

議案参考資料31ページをお開きください。

それでは御説明いたします。

この条例改正の提案の要旨でございますが、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、氏に変更があった日本人住民に係る旧氏について、住民票への記載が可能になること等に伴い、必要な規定を改正するものでございます。

次に、主な改正の内容でございますが、3点ございます。

まず1番目ですが、印鑑証明に登録することができる印鑑として、旧氏で表したものを追加する。2つ目が住民票に旧氏が記載されている場合にあっては、当該旧氏を印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書に記載する事項となっております。3つ目に住民票に記載されている旧氏に変更された場合、印鑑登録を職権で抹消するというごさいます。最初(1)のところ御説明をさせた追加という意味でございすが、補足させていただきますけれども、印鑑証明書を発行した場合、現在の氏、現在の姓で発行するのですが、その証明書の中に旧氏をあわせて記載する、併記ですね、併記という形をとらせていただくということになっております。

施行期日でございすが、令和元年11月5日ということになっております。竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございすが。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(竹橋和彦君) ないようでしたら、次に参ります。

議案第57号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長(塚原一俊君) それでは、議案第57号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料1ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

繰入金において国民健康保険財政調整基金繰入金46万9,000円を追加するものであります。繰越金において前年度繰越金66万円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

諸支出金において償還金利子及び割引料、過年度返還金112万9,000円を追加するものであります。

2ページをお開きください。

それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

中段になりますが、2. 歳出、過年度還付金のうち、(1) 広島県国民健康保険給付費等交付金特別交付金でございます。これは特定健康診査等負担金分であります。

平成30年度に実施した特定健康診査等に対し、県から概算交付された交付金について精算を行った結果、返還が必要になったことから112万8,000円を計上するものであります。こちらでございますように、見込みを1,907人と見込んでおりましたが、実績は1,814人であったということでございます。

続きまして、下段、一番最後ですね、(2)の国民健康保険災害臨時特例補助金であります。これにつきましては、平成30年7月豪雨対応分であります。

3ページをお開きください。

平成30年7月豪雨により被災した国民健康保険の被保険者に対する保険税の減額や医療費等に係る一部負担金の免除に対して、国から概算交付された補助金について精算を行った結果、返還が必要になったことから1,000円を追加するものであります。

それでは2ページにお戻りください。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、歳入の中段になりますが、1の歳入(2)前年度繰越金であります。

平成30年度国民健康保険特別会計について、決算により繰越金が生じたことから66万円を追加するものでございます。

続きまして、上段になりますが(1)国民健康保険財政調整基金繰入金であります。

これまでの歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るため、国民健康保険財政調整基金繰入金46万9,000円を追加するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万9,000円を追加し、総額を33億1,153万4,000円とする内容となっております。

令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については以上であります。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

市民生活部は退席していただいて結構です。

福祉部長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 本日は、委員会開催をしていただきましてありがとうございます。また、このたび提案をしております竹原市立認定こども園設置及び管理条例に関連いたしまして、これまで委員会等で様々御指摘をいただいております。説明が不十分な面があったといったことですか、また議会の審議前に広報紙で選考委員会の結果を公表したといったことの御指摘をいただきました。皆様に大変御迷惑、御心配をおかけし、また混乱を招いたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。

今後におきましては、早目に報告などを行いまして、このようなことがないように十分注意をしていきたいというふうに思っておりますので、議案等の審議について慎重審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 議案第44号竹原市立認定こども園設置及び管理条例案を議題にします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第44号竹原市立認定こども園設置及び管理条例案について、議案参考資料で御説明をさせていただきます。

参考資料の7ページをお開きください。

本案は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に推進するため、竹原市立竹原西保育所、中通保育所及び竹原西幼稚園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園を設置するとともに、竹原保育所及び吉名保育所を保育所型認定こども園へ移行するものでございます。

改正の内容としましては、1番に小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため認定こども園を設置するということとでございます。認定こども園は3カ所設置をし、その名称、位置及び類型は第3条のとおりとなっております。

提出議案の8ページをごらんください。

名称としまして、竹原市立竹原新開こども園、位置は竹原市竹原町3553番地3、類型といたしましては幼保連携型でございます。竹原市立竹原こども園、竹原市田ノ浦2丁目5番2号、これは保育所型でございます。竹原市立吉名こども園、竹原市吉名町4819番地24、これも保育所型でございます。認定こども園には園長、その他必要な職員を置く、認定こども園の事業は、教育及び保育を行うほか、子育て支援事業、その他必要な事業を行うということでございます。

認定こども園に入園することができる者は、次のいずれかに掲げる者とするということで、本市に居住する小学校就学前3年以内の子ども、イを除くということで、これは幼稚園部分となります。

参考資料の方で御説明をさせていただいております。

イとしましては、小学校就学前の保育が必要な子どもということで、これは保育所部分でございます。ウとしまして、その他市長が特に必要と認めた子どもということでございます。(6)といたしまして、認定こども園に入園する子どもの保護者は、利用者負担額、これは保育料でございますが、納付しなければならないということになっております。

9ページをごらんください。

竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

竹原保育所、竹原西保育所、吉名保育所、中通保育所が削除されまして、保育所は大井保育所、東野保育所の2カ所となり、これは附則で整理をさせていただいております。施行期日は令和2年4月1日、根拠法令地方自治法第244条の2でございます。

また、こども園に際しまして、こども園の教育・保育計画構造図案をお配りしておりますので、少し説明をさせていただきたいと思っております。1枚物でございます。

認定こども園の教育保育の内容について、資料の教育・保育構造図を用いて説明させていただきます。

教育・保育目標を「夢をもち、心豊かにたくましく生きる子供の育成」とし、目指す子どもの像として、「げんきな子、やさしい子、がんばる子」を育みます。こども園での生活や活動を通して園児の生きる力、学びの基礎を育てるために幼児期に育みたい5つの力、人と関わる力、考える力、やり抜く力、感じる・気づく力、動く力をもとに、調和的な成長を図るとともに、主体的、対話的で深い学びの視点での保育を重視していきます。

幼保連携型認定こども園教育保育要領に沿った教育保育を行い、目指す子ども像に向

け、がんばる子として、自発的な遊びの保障、「試してみる」「工夫する」の気持ちを育てる、体験したことを活かす取組や目標と振り返りの場づくり、げんきな子としまして、運動遊びの推進、食育の推進、やさしい子として、基本的な生活習慣の定着、かかわり合う力の構造などに取り組むなど、自然体験や社会体験など、多様な活動を通して心豊かにたくましく生きる子どもの育成を目指しております。

さらに、園児の心身ともに健やかな育成のため、保護者との協同・子育て支援・幼保小関係機関との連携などに取り組んでまいります。子どもたちが主体的に他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、協力し合ったりして、自らの考えを広げ深める、対話的な深い学びのある遊びや活動、自然体験などの多様な体験活動を行い、園児の健やかな育成のために心豊かにたくましく生きる子どもの育成を目指しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

高重委員。

委員（高重洋介君） 先日の委員会でもいろんな意見も出ていたのですが、一応設管条例ということで、1条から10条までございますが、これ一つどれが欠けても我々はしっかりと議論していくべきかなと。全体的なものではありますが、全てのところにおいて納得してやるべきではないのかなというふうに思っております。

というわけで、冒頭、部長からも謝罪のような挨拶がございましたが、正直びっくりしたのですが。謝罪のような挨拶ということは、先日の委員会でもいろんなことが出たことを全て認めて謝罪をされたのかなというような思いと、委員会の中で誘導したのだからというような言葉も出ておりました。そういうものも全て認めて謝罪をされたのかなというような部分もございます。決してそうではないのかなとは思っております。

ただ、いろいろ先走って広報にも出されてましたけど、私、地元が中通保育所でありまして、保護者からもかなりの意見をいただいております。逆に先にそういった面が出たことで、私自身は名前がどうこうでなしに、決め方とか、そこまでにいくプロセスなのですが、多くの保護者の方は余り納得されていないのが現実でございます。先ほどの説明の中にも、保護者との協同とかというような言葉もございます。これは果たしてアンケート

結果を見て、どうしてそういうふうなことになったのかなど。私もあれからいろんな方々からお話を聞いて、どうしても誘導されている部分があるのかなというような思いもございます。したがって、是非議事録を見させていただいて、もう一回委員会で確認をしながら進めていきたいなというふうに思うのですが、その辺はどうでございましょうか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 園名の選定委員会の委員会の内容ということで、一問一答の議事録というものはないのですが、要約筆記での報告書というものは作成しておりますので、それを資料としてということであればまた検討できるということではあります。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） ということなので、委員長の方からできれば資料を請求していただきたいと思います。

正直ですね、1から10条までありまして、3以外は何の問題もないと思います。なかなかここだけでこの条例を反対するとかというのも難しいのかなとは思っているのですが、やはり、アンケートもとって、多くの市民からいただいているわけですよ。そういったものをもう少し見、私たちもどういう順序でそういうふうになったのかをもう一度調べさせていただいて、考える時間が欲しいなというふうに私の方は思っております。実際に先日の委員会でいろんなアンケートの結果の表をいただきました。その中で今回決まった名称、今回の名称がどうかではなしに、今回決まった名称は1票という中で、最後3つ残ったんですかね、候補が。その3つの中になぜそこが入ってきたか、誰がそこを入れたのか、教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 最終的に4候補が残った中で、1人の委員さんが選ばれた中で言いにくいということで取り消しをされました。それを皆さんでお諮りして取り消しということで決定をし、その後3候補残った中で協議をしていったと。

委員（高重洋介君） 選定委員の誰かの方がそれを残そうと言わないとそれが残ってこないと思うのですよ。そこはどういうふうになっていたのか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 最初に委員さんからは、2から3程度の候補を抽出していただきたいというふうな形で皆さんから出していただきました。それが最終的に重複も含めて11残りしました。その11の中から協議をいたしまして、最終的に残ったのが3件という

形になっております。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 選定委員の中には市の幹部職の方がお二人おられるということで、その人たちから出たということはないですか。

正直言いますと、これは実際にどうかはわかりませんが、当初たけのこが多いのだからたけのこでいいのではないのかという話の中で、似た名前があるとかということでしたのですが、市の方から今回決まった名称にどうもずっとそういうふうな方向の話があって、たけのこが多いのだからって言った人たちも市がそういうならしょうがないというようなお話を、これは本人から聞いたわけではないのでわかりませんが、だからちゃんとした議事録を見せてくださいと私の方はお願いしているので、正確な情報とプロセスを知りたいということではありますが。今回なった名称ですね、誰が推薦をしたのかというところを教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 今、議事録ですけれども、今回準備はしているのですけれども、許可をいただいて出させていいただいて、それをもとに説明という方がいいと思いますので、口頭だとわからないと思いますので。そういうことがあろうかと思って準備はしているのですけれども、許可をいただければ資料提供ということできさせていただきたいと思うのですけれども。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 個人情報とかそういう問題もありますので、誰が言った言わないでなく、ただ一般の方か、市の幹部の方かだけでよろしいです。別にどなたさんが言ったと言わなくても、どちらがわかれば。

委員長（竹橋和彦君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 前回は説明させていただいたのですけれども、これは一般の委員の方と行政の委員が両方出ました。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） どっちにしても今日、議事録を見させていただき、もう一度考えさせていただいてすべきかなというふうな思いがあります。ただ、アンケートをあれだけ広報に載せていたわけなんで、選定委員の中に市の幹部の方がおられるのがいいか、悪い

か私は判断しがたいのですが、7名のうち2名というのもどうなのかなと。それであれば保育所の関係の園長先生とか、そういう方の方が適材かなというような思いもあります。決してここで決められた名前がいいとか、悪いとかではなしに、それまでのいろんな流れを把握して、判断させていただきたいというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございますか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） ほかにいろいろあるのですが、先ほど高重委員の方から会議録の提出ということで求めておりますので、委員長の方からそれを提出していただいた上で、私もそれに目を通して発言をさせていただきたいので、現時点での発言はそれを待っての発言とさせていただきます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 皆さん、お諮りします。

委員長でネーミングに関する議事録をいただいて、別の機会でも改めて審議を仰ぎたいと思うのですが、これで異議はございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 今日のこの委員会は、今までだったら追って委員会をしていたわけよな。次はいつになっているか。

委員長（竹橋和彦君） 今日。

委員（宮原忠行君） それなら、議事進行上、暫時休憩してもらってそれを出してもらってしないと、今日中の結論ということにならないのではないかね。日を改めてだったら議論ができないと言うのだから。

委員長（竹橋和彦君） 日を改めて。

委員（宮原忠行君） 日を改めてだったら議論ができないと言うのだから。

そこは正副委員長で整理していただかないと。

委員長（竹橋和彦君） 暫時休憩。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

資料要求後、再度日程を改めて審議していただくという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのように計らいます。

それでは、次に参ります。

議案第48号竹原市へき地保育所条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第48号竹原市へき地保育所条例を廃止する条例案について、議案参考資料で説明をさせていただきますので、議案参考資料の21ページをお開きください。

本案は、児童数の減少により現在休所中であります田万里保育所及び仁賀保育所を廃止するものでございます。施行期日は、令和2年4月1日、根拠法令は地方自治法第244条の2でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第50号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第50号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案参考資料で御説明をさせていただきますので、議案参考資料の27ページをお開きください。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容でございますが、災害援護資金の貸付金に係る支払猶予及び償還免除に係る規定並びに災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給審査に係る合議体の設置に係る規定について改正するものでございます。施行期日は、公布の日から施行すると。根拠法令は、災害弔慰金の支給等に関する法律第13条、第14条、第16条、第18条、災害弔慰金の

支給等に関する法律施行令第12条でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第53号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題にします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第53号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について議案参考資料で説明をさせていただきますので、議案参考資料の39ページをお開きください。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、食事の提供に要する費用の徴収、支給認定等に関する基準が改められたことに伴いまして、必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしまして、内閣府令の改正内容にあわせて、食事の提供に要する費用の支払を受けることができる者を定めるとともに、認可外保育施設等を利用する児童に対する子育てのための施設等利用給付が新設され、既存の保育所、認定こども園等を利用する児童に対する子どものための教育・保育給付を区別するため、支給認定についての規定を改めるということでございます。

食事の提供に要する費用の支払を受けることができる者につきましては、保育料の無償化によりまして、保育の利用料については無償化されましたが、副食費については、保護者が負担すると位置づけられております。副食費の支払いを受けることができると定めております。

また、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮ということにつきましては、年収360万円未満相当の世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについて免除されるということが定められております。これは、今までの保育料の減免の

範囲と変わりはありません。

それと、認可外保育施設等を利用する子どもに対する子育てのための施設等給付については、保育所や認定こども園等を利用できていない児童で、保育の必要性を認められた場合、認可外保育施設や一時預かり事業を利用した際に支払う利用料について、上限額の範囲内で償還払い等による給付を受けることができると新設されました。

保育所、認定こども園等を利用する児童に対しては、子どものための教育・保育給付についてはこれまでどおりと変わりはありません。施行期日は、令和元年10月1日、根拠法令子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 一点だけお伺ひいたします。

今回の消費税増税に向けた措置だと思えますけども、今まで保育費の中に副食費が含まれていたのを分けて考えるという、保育費については皆さん一律で無料になって、あと副食費だけ払うような格好になりますよということだと思っておりますけども。竹原市において、副食費というのは大体どれくらい今後徴収するような見込みになっているのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 副食費の徴収については、今金額の方を調整しております。要綱で定めるような形になっておりますので、現在はまだということでございます。

国の方では基準額を定めておりますので、2号認定の場合には4,500円、1号認定の場合には一律ではないんですが252円だったと思うのですが、1食。それで計算していくような形になります。そのところ、まだ今のところ当市の方でどれぐらいにするのかというのは、まだ決定はしてないという状況でございます。

委員（川本 円君） はい、わかりました。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 子ども食堂の件との絡みで、政策の整合性というのかな。社会的に

も給食が非常に重視されているいろいろ取り組んでいるだろ。特に、いろいろ家庭に困難を抱えている子どもら等にとっては、非常にこの給食というものが子どもの成長に大きく寄与するということが言われている。そうすると、第1回の決算特で副市長報告に対してある議員の方から出たけれども、その整合性を。わざわざ子ども食堂までつくってやらなくてはいけないぐらい深刻な状況がある中で、果たしてどうなのかねという話よ。政策の整合性ということよ、そこに非常に疑問を持っているわけよ。

交付金とかあるいは補助金というのは一時的に出ているようで、本来ならばそれを呼び水にしてそれぞれの地方自治体で継承発達させてくださいねというのが一つの補助金とか交付金の機能があるわけよ。その件についてどういうふうを考えているのか、考え方を述べてみてよ。

答えられる範囲でいい。

委員長（竹橋和彦君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） こども園、保育所の副食費でございますけども、これは別ということになるのですけども。経済的に困っている方については、免除規定を今回載せております。それが今回13条の、新旧対照表で言いますと45ページに免除規定を載せております。おおむね年収360万円未満の方については免除ということになりますので、御理解いただきたいというように思っています。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） いずれにしても、仏をつくって魂入れずということにならないように、可能な限りそこら辺の政策の整合性というのか、ということも考えながら様々な政策を立案していただきたいと思いますので。答弁は要りませんから、要望だけしときます。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第58号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第58号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容を御説明いたします。

福祉部の議案等補足説明資料で説明をいたします。

1 ページをお開きください。

今回の介護保険特別会計の補正予算につきましては、平成30年度において概算で交付された介護給付費負担金等を返還するための予算を計上する内容となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

繰越金において前年度繰越金2,032万6,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

基金積立金において、介護給付費準備基金積立金626万1,000円を追加するものであります。

諸支出金において、過年度返還金1,406万5,000円を追加するものであります。

2 ページをごらんください。それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

(1) 繰越金であります。平成30年度介護保険特別会計について、決算により繰越金が生じたため2,032万6,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

(1) の介護給付費準備基金積立金につきましては、後ほど御説明いたします。

(2) の介護給付費等に係る国・県支出金精算に伴う返還金であります。返還金の補正につきましては、平成30年度中に国や県から概算交付された介護給付費負担金及び地域支援事業交付金について精算を行った結果、返還が必要になったことから1,406万5,000円を追加するものであります。内容につきましては、3ページの返還金内訳にございます。アの介護給付費負担金とイの地域支援事業交付金を合わせ、国庫負担分1,375万9,000円、県負担分30万6,000円、総額1,406万5,000円を追加するものであります。

2 ページにお戻りください。

(1) の介護給付費準備基金積立金であります。

ここまでの歳入歳出を御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るため626万1,000円を増額するものであります。

令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算(2号)については以上でございます。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

高重委員。

委員（高重洋介君） 先ほどの資料の件なんですけど、市民の方の選定の方は余り名前がわからなく消されても、黒塗りでいいと思うのですよ、職員の方は別にあれなんで。そのようにお願いしたいのですけど。

委員長（竹橋和彦君） それでは、福祉部の方、そのようにお願いします。

暫時休憩。

午前11時14分 休憩

午前11時20分 再開

委員長（竹橋和彦君） 皆さんよろしいですか。

休憩を閉じて会議を再開します。

議案第45号竹原市下水道事業の設置等に関する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第45号下水道事業の設置等に関する条例案についてでございます。

議案書の11ページをお開きください。

今回の条例につきましては、来年度より公営企業会計に移行することに伴います新たな下水道事業の設置条例と設置に伴います竹原市特別会計設置条例から公共下水道特別会計を削除することについて提案するものでございます。議案書の11ページの条例案を掲載しておりますが、議案等補足説明資料の方で概要を説明させていただきたいと思っております。

議案等補足説明資料の建設部の1ページをお開きください。

要旨といたしましては、先ほど冒頭で説明したとおり、下水道事業に地方公営企業法を適用するに当たり、必要な規定を整備するため本条例案を提出するものでございます。これまでの経緯といたしましては、平成27年1月に令和2年4月までに公共下水道事業を公営企業会計へ移行するよう国の方から要請があり、本市においても、平成27年度に他市と同様に公営企業会計へ移行する方針を定め、平成28年度より施設管理と各固定資産の評価や台帳整理を行い、平成30年度から本年度にかけて企業会計システムの導入、各金融機関との調整を行ってまいりました。

法適用の目的といたしましては、人口減少に伴う料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、国、地方を取り巻く厳しい財政状況といった社会状況の中、安定した経営を確保するため地方公営企業法の規定を適用することといたしました。

なお、企業会計の移行につきましては、地方公営企業法の規定を全部適用する全部適用と財務規定のみを適用する一部適用の2種類がありますが、本市においては一部適用を採用するものといたします。

一部適用の採用理由といたしましては、国からの移行への要請目的は、経営状況と財務状況の明確化を主眼に置くことであり、組織、職員の身分等の規定を除く財務規定に関する部分のみを適用する一部適用で十分に目的を果たせること。また、公共下水道事業では雨水整備も行うため、市長部局との連携などがあるため、引き続き市長部局にとどまることが望ましいこと。全部適用の場合、管理者、人事給与等新たな仕組みを構築する必要があり、それに伴う費用負担が増加するなど総合的に判断し、一部適用を採用いたしました。

法適用のメリットといたしましては、損益情報、ストック情報の把握による適切な経営戦略を策定することが可能となること、企業間での経営状況の比較が可能となること、経営の自由度向上による経営の効率化とサービスの向上につながる事、住民や議会によるガバナンスの向上につながる事などがあります。

今後の予定といたしましては、本年11月までに予定貸借対照表の作成、新年度予算の編成を行い、12月までには指定金融機関との契約、必要な規則等の制定、改正を行い、来年2月には広報等にて法適用の周知を行います。3月には打切決算、税務署、総務省への報告や届け出、指定金融機関の告示等を行い、4月1日からは公営企業会計の運用を開始してまいります。

最後に附則といたしまして、第1項は施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行するもの、第2項は、竹原市特別会計設置条例の一部の改正を行うものとしております。

改正理由といたしましては、今回本条例の制定に伴い、竹原市特別会計設置条例第2条第4項第5号にあります公共下水道事業特別会計を削除する必要があり、削除理由が新たな条例制定理由と同じため、本条例の附則において削除することとし、また各号ずれを修正するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ございませんか。

それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申し出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、付託議案についての委員間討議を行いたいと思います。

次回の日程を皆様とお諮りしたいと思います。

一般質問2日目が終わった後で皆さんよろしいでしょうか。

お諮りします。

18日水曜日、一般質問終了後ということでお願いしたいと思うのです。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

川本委員。

委員（川本 円君） 先ほどの資料請求ですけど、資料の実物はいつごろもらえるのかというのは確認しておいてもらえないですかね、できるだけ早い方が。

議会事務局係長（矢口尚士君） お答えいたします。

先ほど、執行部の方に確認したところ、即日用意できるということでしたので、今日閉会後にでも皆さんにお配りしたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 本日はこれにて閉会いたします。

午前11時30分 閉会